

平成 27 年 5 月
東京電力株式会社

格納容器圧力逃がし装置及び代替格納容器圧力逃がし装置による 格納容器ベントについて

当社、柏崎刈羽原子力発電所 6,7 号機の原子炉設置変更許可申請書には下記を記載している。

添付書類十

4.1 重大事故の発生及び拡大防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力

4.1.2 重大事故等対策又は大規模損壊対策の手順書の整備

(略) 格納容器圧力逃がし装置及び代替格納容器圧力逃がし装置は、立地自治体の了解の後に運用開始するものであり、既に設置している耐圧強化ベントと併せて、立地自治体と協議のうえで定める事業者防災計画に基づき、避難状況の確認等を行うことを手順等に明記する

上記記載は、個別の重大事故発生時において格納容器ベントを行う際に自治体の了解を得ることを意図していない。格納容器ベントが必要となった場合には、発電所対策本部長が自らの責任と権限において指示する。立地自治体も同様の見解である。

以 上